平成２３年（フ）第２２５号
岩手県紫波郡紫波町江柄字外野45番地、旧住所大阪府大阪市淀川区宮原５丁目５番８―302号
債務者　外野　富之
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３６号
盛岡市東松園４丁目11番７―43号
債務者　芳賀　聡樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県淡路市志筑1143番地２
債務者　山本　泰久
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
神戸市兵庫区三川口町１丁目４番３号　神田文化
債務者　尾﨑　良三
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６号
神戸市北区東大池２丁目23番21号
債務者　赤松　　正
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７号
神戸市北区東大池２丁目23番21号
債務者　赤松　桂子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３２号
神戸市垂水区松風台２丁目１番２―506号
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３６号
神戸市中央区楠町２丁目４番11号　東川住宅
債務者　宮田麻衣子こと　堀川麻衣子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４７号
神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地　ベルトゥリー若草アネックス501号、従前の住所神戸市須磨区若草町１丁目２番地の５　グランドパレス上須磨212号
債務者　岩佐　直幸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２４号
神戸市長田区長田町８丁目２番８号田中文化２Ｆ、従前の住所神戸市西区北別府３丁目３番地の３
債務者　芹生　剛志
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９８号
神戸市灘区将軍通４丁目３番15号　ベラカーサ202号
債務者　原口今日子こと　秋　　花子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９６号
名古屋市緑区大高町字上塩田６番地の２　ＣＡＳＡ　ＭＯＤＥＲＮＯ―401号
債務者　鈴木　友基
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２００号
名古屋市港区多加良浦町１丁目２番地の２　あけの星マンション102号、住民票上の住所愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳二番館208号
債務者　齋藤　元秀
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
青森県八戸市大字是川字坊坂４番地77
債務者　川**﨑**　うめ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
千葉県松戸市常盤平７丁目４番地の32
債務者　恒川　雅史
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７５号
千葉県松戸市稔台８丁目31番地の１　クレセントコーポⅡ―106号
債務者　舩戸　麻紀
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部